

大阪産(もん)名品 申請者募集！

愛され続けるもん「名品」

大阪府では、大阪府内で製造され永年府民に愛されている加工食品を「大阪産(もん)名品」として全国にPRし、大阪の魅力発信に取り組んでいます。

このたび、大阪産(もん)名品ロゴマークを使用し、大阪府と共に大阪の食の魅力の発信に御協力いただける食品事業者を新たに募集することとなりました！



申請期限：平成26年2月28日(金曜日)まで

平成25年度は「大阪における伝統」及び「大阪らしい物語」の2つの分野で募集します！ 申請の詳細は、裏面をごらんください。

【食品事業者】



商材及びPOP等
宣伝資材にロゴマークを表示

ロゴマーク
使用許可

ロゴマーク
使用申請



【小売店、消費者】

ロゴマーク及びロゴマークを使用を
許可した食品全体のPR

ロゴマークを使用できる商品の主な要件

大阪における伝統

- 大阪府内に主たる事業所を有する事業者が、大阪府内に所在する製造所等で製造していること。
- 商品又は当該商品を含む品目の発祥、製造年数、原材料又は製造方法、大阪とのかかわり等において伝統を有し、かつその伝統が当該商品に受け継がれていると認められること。
当該商品が製造されてから概ね50年以上が経過していること。

大阪らしい物語

- 大阪府内に主たる事業所を有する事業者、又は大阪府内に所在する製造所等で製造していること。
- 製法に大阪との関わりがある、又は大阪を代表する「文化性」（「革新性」を含む）や有識者の支援があるなど、大阪らしい物語を有すると認められること。
当該商品等が製造されてから5年以上が経過していること。
- 加工食品であること（店舗内で飲食させる場合を除く）。
ただし、以下の品目については、大阪産（もん）一次産品の振興を図る観点から使用許可対象外とします。
 - ・大阪府内産原材料を使用していない加工食品であって、大阪産（もん）名品として本商標の使用を認めることにより大阪府内産原材料を使用していると誤認させるおそれがある商品。
 - ・以下に例示する品目等大阪府内産一次産品を主原材料とする加工食品として大阪府が特に振興している品目に該当する商品。
漬物類、ジャム類、みそ、もち、ワイン、いかなごぐぎ煮、釜揚げしらす、ちりめん、板のり・焼のり・味付のり、厚焼・伊達巻

申請手続き

1 提出書類

- ◆ 大阪産（もん）名品ロゴマーク使用許可申請書（様式第A号）及び参考資料
- ◆ 誓約書（様式第B号）
- ◆ 製造者の同意書（様式第C号。ただし、製造者自らが申請する場合を除く。）
- ◆ 一括表示事項を記載の商品ラベル
- ◆ 申請に係る製造、販売等について、法令等に基づく許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し
- ◆ その他、申請書に記載されている提出書類
- ◆ 商品の見本（平成26年3月下旬に現物審査を予定しています。提出時期については、追って指定します。）
※「大阪らしい物語」については、製法や文化性、革新性の根拠となる資料の提出が必要です。
詳しくは「申請手続き、申請要件」をご覧ください。

2 提出先（郵送又は持参）・問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎23階

大阪府環境農林水産部流通対策室 総務・食品産業グループ

TEL:06-6210-9605(直通) / FAX:06-6210-9604 /

HP: <http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/meihin/index.html> / Email: ryutsutaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

3 提出期限

平成26年2月28日（金曜日） 必着